

## 別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利用者 支援事 業 (別添 1)	利用者 支援事 業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 7,200,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 1,300,000円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 692,000円</p> <p>③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,040,000円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,713,000円</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 2,855,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 1,300,000円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 692,000円</p> <p>③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,040,000円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,713,000円</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>ア 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 8,747,000円</p> <p>イ 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 4,102,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、ア、イの基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p>	利用者支 援事業の 実施に必 要な経費	<p>県 1/3</p> <p>(国 1/3)</p> <p>(市町村 1/3)</p>

		<p>・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村あたり 14,988,000円</p> <p>・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村あたり 21,382,000円</p> <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されてる場合については対象としない。</p> <p>2 開設準備経費（改修費等）</p> <p>(1) 基本型及び特定型 1か所あたり 4,000,000円</p> <p>(2) 母子保健型 1か所あたり 4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。</p>																														
<p>延長保育事業 (別添2)</p>	<p>延長保育事業</p>	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1" data-bbox="387 1131 805 1350"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>36,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>54,900円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1" data-bbox="387 1467 976 1686"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>10,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>20,400円</td> <td>25,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>30,600円</td> <td>38,700円</td> </tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1" data-bbox="387 1803 805 2022"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>28,200円</td> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,300円	2時間	36,600円	3時間	54,900円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	10,200円	12,900円	2時間	20,400円	25,800円	3時間	30,600円	38,700円	延長時間区分		1時間	9,400円	2時間	18,800円	3時間	28,200円	<p>延長保育事業の実施に必要な経費</p>	
延長時間区分																																
1時間	18,300円																															
2時間	36,600円																															
3時間	54,900円																															
延長時間区分	A型・B型	C型																														
1時間	10,200円	12,900円																														
2時間	20,400円	25,800円																														
3時間	30,600円	38,700円																														
延長時間区分																																
1時間	9,400円																															
2時間	18,800円																															
3時間	28,200円																															

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1 時間	64,400 円
2 時間	128,800 円
3 時間	193,200 円

(2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30 分	300,000 円
1 時間	1,342,000 円
2～3 時間	2,190,000 円
4～5 時間	4,792,000 円
6 時間以上	5,549,000 円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	1 時間	1,045,000 円	1,034,000 円	944,000 円
	2～3 時間	1,315,000 円	1,287,000 円	1,197,000 円
	4～5 時間	3,695,000 円	3,644,000 円	3,501,000 円
	6 時間以上	4,230,000 円	4,157,000 円	4,014,000 円
その他	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	1 時間	999,000 円	988,000 円	898,000 円
	2～3 時間	1,166,000 円	1,138,000 円	1,048,000 円
	4～5 時間	3,096,000 円	3,045,000 円	2,902,000 円
	6 時間以上	3,432,000 円	3,359,000 円	3,216,000 円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円
	4～5時間	4,408,000円	3,399,000円	3,352,000円
	6時間以上	5,105,000円	3,891,000円	3,824,000円
そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,308,000円	2,848,000円	2,802,000円
	6時間以上	3,821,000円	3,157,000円	3,090,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
	2～3時間	748,000円	399,000円
	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円
	6時間以上	3,322,000円	2,460,000円
そ の 他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,624,000円	1,761,000円

## 2 訪問型

### (1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

#### ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

#### イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

### (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

#### ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

#### イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2時間以上	300,000円

※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業（別添3）</p>	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費</p>
<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業（別添4）</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p>	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費</p>
<p>放課後児童健全育成事業（別添5）</p>	<p>放課後児童健全育成事業（特定分）</p>	<p>1 放課後児童健全育成事業 （1）年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,238,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × 27,000円 （イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,306,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × 25,000円 （ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,306,000円 （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,306,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × 53,000円 （オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p>	<p>局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）</p>

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日） × 17,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数） × 17,000円

エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均

時間数 × 378,000円

(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円

(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,847,000円

(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設 1,637,000円

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数） × 17,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」

の年間平均時間数 × 378,000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

・山間部、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

	<p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合</p> <p style="text-align: right;">5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>



	<p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開設準備経費については平成30年度に支払われたものに限る。</p>	
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,796,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 2,996,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円</p> <p>※ (2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（一般分）	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,575,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,012,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保

		険料)、 賃金、委 託料及び 補助金)
	2 障害児受入強化推進事業 (1 支援の単位当たり年額) (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000 円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000 円 ※ 事業実施月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これを1 月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に 「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1円未満切り捨て) とする。	障害児 受入強 化推進 事業の 実施に 必要な 経費
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 559,000円 ※ 事業実施月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これを1月 とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業 実施月数÷12」を乗じた額 (1円未満切り捨て) とする。	小規模 放課後 クラブ 支援事 業の実 施に必 要な経 費
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 ( そ の 他 分 )	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たりの (1) ~ (3) の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 125,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受 講した者を配置 対象職員 1 人当たり 251,000円 (3) (2) の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援 員で、事務所長 (マネジメント) 的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 377,000円	放課後 児童支 援員キ ャリア アップ 処遇改 善事業 の実施 に必要 な経費 ( 給 料、職 員手当 (時間

		<p>※ 1支援の単位当たりの基準額は、878,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨て）とする。</p>	<p>外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金)</p>
<p>子育て短期支援事業（別添6）</p>	<p>子育て短期支援事業</p>	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成30年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>

<p>乳児家庭全戸訪問事業 (別添7)</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村  (1) ケース対応会議の開催  (2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村  ・ 育児・家事援助  ・ 専門的相談支援</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村  乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費</p>
<p>養育支援訪問事業 (別添8)</p>	<p>養育支援訪問事業</p>	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施  訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費  1市町村当たり 564,000円</p>	<p>養育訪問支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添9)</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組  (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講  受講人数 × 80,000円  (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講  受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組  1市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組  1市町村当たり 660,000円</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>

		<p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合</p> <p>1 市町村当たり 720,000円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合</p> <p>1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	
地域子育て支援拠点事業 (別添10)	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を合計3名以上配置する場合 5,288,000円</li> <li>・職員を合計2名配置する場合 3,917,000円</li> </ul> <p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 7,951,000円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 4,800,000円</li> </ul> <p>(ウ) 6~7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 8,491,000円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 5,682,000円</li> </ul> <p>※ (イ) 及び (ウ) について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

		<p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>3～4日型</td> <td style="text-align: right;">1,380,000円</td> </tr> <tr> <td>5日型</td> <td style="text-align: right;">3,255,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7日型</td> <td style="text-align: right;">2,860,000円</td> </tr> </table> <p>(イ) 地域支援</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,419,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 出張ひろば</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,468,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ア 基本分</td> <td style="text-align: right;">2,841,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 加算分</td> <td style="text-align: right;">1,421,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 連携型</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ア 基本分</td> <td style="text-align: right;">3～4日型</td> <td style="text-align: right;">1,863,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">5～7日型</td> <td style="text-align: right;">2,827,000円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">468,000円</td> </tr> </table> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(1) 改修費等</td> <td style="text-align: right;">1か所当たり</td> <td style="text-align: right;">4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）</td> <td style="text-align: right;">1か所当たり</td> <td style="text-align: right;">600,000円</td> </tr> </table> <p>※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。</p>	3～4日型	1,380,000円	5日型	3,255,000円	6～7日型	2,860,000円		1,419,000円		1,468,000円	ア 基本分	2,841,000円	イ 加算分	1,421,000円	ア 基本分	3～4日型	1,863,000円		5～7日型	2,827,000円		468,000円	(1) 改修費等	1か所当たり	4,000,000円	(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	1か所当たり	600,000円	
3～4日型	1,380,000円																														
5日型	3,255,000円																														
6～7日型	2,860,000円																														
	1,419,000円																														
	1,468,000円																														
ア 基本分	2,841,000円																														
イ 加算分	1,421,000円																														
ア 基本分	3～4日型	1,863,000円																													
	5～7日型	2,827,000円																													
	468,000円																														
(1) 改修費等	1か所当たり	4,000,000円																													
(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	1か所当たり	600,000円																													
一時預かり事業 （別添11）	一時預かり事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 特別利用保育等対象以外の児童（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的</p>	一時預かり事業の実施に必要な費用																												

保育者と同等の研修を終了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	1,524,000 円
300 人以上 900 人未満	1,680,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,020,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,370,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	5,710,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,060,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	8,400,000 円
3,900 人以上	9,740,000 円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	1,378,000 円
300 人以上 900 人未満	1,610,000 円
900 人以上 1,500 人未満	2,900,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,190,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	5,480,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	6,770,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	8,060,000 円
3,900 人以上	9,350,000 円

※特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,020,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

- (ア) 平日分 400円
- (イ) 長期休業日（8時間未満） 400円
- (ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円
- (エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円
- (オ) 長時間加算

		<p>(ア) (イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ) (エ)については8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が2時間未満 100円</li> <li>・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円</li> <li>・ 超えた利用時間が3時間以上 300円</li> </ul> <p>ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,300円</p> <p>(2) 幼稚園型 I</p> <p>ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平日 400円</li> <li>② 長期休業日(8時間未満) 400円</li> <li>③ 長期休業日(8時間以上) 800円</li> </ul> <p>II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平日 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)</li> <li>② 長期休業日(8時間未満) 400円</li> <li>③ 長期休業日(8時間以上) 800円</li> </ul> <p>(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(ウ) 長時間加算</p> <p>I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が2時間未満 150円</li> <li>・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</li> <li>・ 超えた利用時間が3時間以上 450円</li> </ul> <p>II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が2時間未満 100円</li> <li>・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円</li> <li>・ 超えた利用時間が3時間以上 300円</li> </ul>	
--	--	---	--



		<p>(エ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たりの年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分</p> <p>(ア) 基本分 800円</p> <p>(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超えた利用時間が2時間未満 150円</li> <li>・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</li> <li>・超えた利用時間が3時間以上 450円</li> </ul> <p>※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,010,000円を上限額とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)及びイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより10,010,000円を超えた場合は、この限りでない)。</p> <p>(3) 幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア) 基本分 1,850円</p> <p>(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超えた利用時間が2時間未満 230円</li> <li>・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円</li> <li>・超えた利用時間が3時間以上 690円</li> </ul> <p>(4) 余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,200円</p> <p>(5) 居宅訪問型(児童1人当たり日額)</p> <p>ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童</p> <p style="text-align: right;">利用時間4時間以上 8,700円</p>	
--	--	--	--

		<p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <table> <tr> <td>利用時間 4 時間未満</td> <td>4,350円</td> </tr> <tr> <td>利用時間 4 時間以上</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>利用時間 4 時間未満</td> <td>5,500円</td> </tr> </table> <p>(6) 災害特例型（児童 1 人当たり月額）</p> <p>利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額</p> <p>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <table> <tr> <td>(1) 改修費等</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）</td> <td>600,000円</td> </tr> </table> <p>※ (1) (2) とも平成30年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (1) は災害特例型を除く。</p> <p>※ (2) は一般型に限る。</p>	利用時間 4 時間未満	4,350円	利用時間 4 時間以上	11,000円	利用時間 4 時間未満	5,500円	(1) 改修費等	4,000,000円	(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	600,000円	
利用時間 4 時間未満	4,350円												
利用時間 4 時間以上	11,000円												
利用時間 4 時間未満	5,500円												
(1) 改修費等	4,000,000円												
(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	600,000円												
病児保育事業 （別添12）	病児保育事業 （事業費）	<p>1 病児対応型</p> <table> <tr> <td>(1) 基本分</td> <td>1か所当たり年額</td> <td>4,894,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち改善分</td> <td>2,447,000円</td> </tr> </table> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以上 50人未満</td> <td>510,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 基本分	1か所当たり年額	4,894,000円		うち改善分	2,447,000円	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	10人以上 50人未満	510,000円	病児保育事業の実施に必要な経費
(1) 基本分	1か所当たり年額	4,894,000円											
	うち改善分	2,447,000円											
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)												
10人以上 50人未満	510,000円												

50人以上 200人未満	2,550,000円
200人以上 400人未満	4,334,000円
400人以上 600人未満	6,373,000円
600人以上 800人未満	7,902,000円
800人以上 1,000人未満	9,942,000円
1,000人以上 1,200人未満	11,982,000円
1,200人以上 1,400人未満	14,021,000円
1,400人以上 1,600人未満	16,060,000円
1,600人以上 1,800人未満	18,099,000円
1,800人以上 2,000人未満	20,139,000円
2,000人以上 2,200人未満	22,179,000円
2,200人以上 2,400人未満	24,179,000円
2,400人以上 2,600人未満	26,179,000円
2,600人以上 2,800人未満	28,179,000円
2,800人以上 3,000人未満	30,179,000円
3,000人以上 3,200人未満	32,159,000円
3,200人以上 3,400人未満	34,139,000円
3,400人以上 3,600人未満	36,119,000円
3,600人以上 3,800人未満	38,099,000円
3,800人以上 4,000人未満	40,079,000円

※ 4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 4,068,000円

うち改善分 2,034,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
10人以上50人未満	406,000円
50人以上200人未満	2,236,000円
200人以上400人未満	3,149,000円
400人以上600人未満	5,080,000円
600人以上800人未満	6,908,000円
800人以上1,000人未満	8,840,000円
1,000人以上1,200人未満	10,771,000円
1,200人以上1,400人未満	12,702,000円
1,400人以上1,600人未満	14,631,000円
1,600人以上1,800人未満	16,562,000円
1,800人以上2,000人未満	18,493,000円
2,000人以上2,200人未満	20,422,000円
2,200人以上2,400人未満	22,322,000円
2,400人以上2,600人未満	24,222,000円
2,600人以上2,800人未満	26,122,000円
2,800人以上3,000人未満	28,022,000円
3,000人以上3,200人未満	29,903,000円
3,200人以上3,400人未満	31,784,000円
3,400人以上3,600人未満	33,665,000円
3,600人以上3,800人未満	35,546,000円
3,800人以上4,000人未満	37,425,000円

※ 4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用

職員1人当たり年額 10,000円

	<p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,371,000円  (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、  2,186,000円)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費  1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 改善分 1か所当たり年額 4,371,000円  (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、  2,186,000円)</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額） 6,958,000円  (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、  3,479,000円)</p>	
病児保育（特定分・低所得者減加分加）	<p>1 低所得者減加分加算（病児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯  5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯  2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144</p>	病児保育事業の実施に必要な経費

	算)	<p>号) に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算 (病後児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="text-align: right;">5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>																			
子育て 援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (別添13)	子育て 援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費 (1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="424 1077 1051 1570"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人～99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人～599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>600人～999人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人～1,499人</td> <td>8,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人～1,999人</td> <td>12,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000人～2,999人</td> <td>16,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>20,200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10か所以上 <span style="float: right;">10,100,000円</span></li> <li>・10か所未満 <span style="float: right;">支部数 × 1,000,000円</span></li> </ul> <p>(イ) 24時間以上の講習 (ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする) の実施による加算</p>	会員数	基準額	50人～99人	1,800,000円	100人～299人	2,000,000円	300人～599人	2,800,000円	600人～999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人以上	20,200,000円	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) の実施に必要な経費
会員数	基準額																				
50人～99人	1,800,000円																				
100人～299人	2,000,000円																				
300人～599人	2,800,000円																				
600人～999人	4,000,000円																				
1,000人～1,499人	8,100,000円																				
1,500人～1,999人	12,100,000円																				
2,000人～2,999人	16,200,000円																				
3,000人以上	20,200,000円																				

360,000円

(ウ) 土日実施加算 1,800,000円

※土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて  
年間30回以上実施する場合に適用。

①会員登録を行うための事業説明会

②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員  
との事前顔合わせ

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の  
利用支援を実施する場合の加算 400,000円

2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。